

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

平成19年 8月 8日 内閣府 令 第59号

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

平成20年10月31日 内閣府 令 第69号

改正前

改正後

- 目次 -

施行日：平成20年11月 7日

目次
第一章 総則（第一条-第三条）
第二章 安定操作取引（第四条-第八条）
第三章 過当な数量の売買（第九条）
第四章 有価証券の空売り（**第九条の二-第十五条**）
第五章 上場等株券の発行会社が行う買付け等（第十六条-第二十三条）
第六章 上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等（第二十四条-第四十七条）
第七章 重要事実を知った会社関係者等又は公開買付け等事実を知った公開買付者等関係者が行う売買等（第四十八条-第六十三条）
第八章 不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示（第六十四条・第六十五条）
附則

目次
第一章 総則（第一条-第三条）
第二章 安定操作取引（第四条-第八条）
第三章 過当な数量の売買（第九条）
第四章 有価証券の空売り（**第九条の二-第十五条の四**）
第五章 上場等株券の発行会社が行う買付け等（第十六条-第二十三条）
第六章 上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等（第二十四条-第四十七条）
第七章 重要事実を知った会社関係者等又は公開買付け等事実を知った公開買付者等関係者が行う売買等（第四十八条-第六十三条）
第八章 不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示（第六十四条・第六十五条）
附則

- 本則 -

施行日：平成20年10月31日

（空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）
第十条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
一 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引
二 発行日取引
三 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引
イ 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券
ロ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）
ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ又はロに掲げる有価証券の性質を有するもの
ニ 有価証券信託受益証券でハに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの
四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「外国投資証券等」と総称する。）並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券

（空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）
第十条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
一 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引
二 発行日取引
三 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引
イ 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券
ロ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）
ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ又はロに掲げる有価証券の性質を有するもの
ニ 有価証券信託受益証券でハに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの
四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「外国投資証券等」と総称する。）並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券

で外国投資証券等に係る権利を表示するものに限る。)につき自己の計算による空売りを
行う取引であって、当該取引に関し、外国金
融商品市場において当該会員等が当該空売りに
係る有価証券の買付け(当該空売りに係る
有価証券が有価証券信託受益証券である場合
には、当該有価証券信託受益証券に係る受託
有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員
等が既に保有しているもの又は外国金融商品
市場において買付けを行うものを信託して当
該有価証券信託受益証券を取得することを含
み、当該空売りに係る有価証券が預託証券で
ある場合には、当該預託証券に表示される権
利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で
当該会員等が既に保有しているもの又は外国
金融商品市場において買付けを行うものを預
託して当該預託証券を取得することを含
む。)を行う取引を伴うもの(次に掲げるも
のに限る。)

イ 円滑な流通の確保のために売付けの注文と
買付けの注文を継続的に行う場合の当該売
付けの注文に基づく取引

ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

五 マーケットメイカーが、売付けの気配を出す
取引所金融商品市場において当該売付けに係
る気配に基づき自己の計算による空売りを
行う取引

六 買い付けた有価証券であってその決済を結了
していない有価証券の売付けを行う取引のう
ち、当該買い付けた有価証券により当該売付
けの決済を行う取引

七 貸し付けている有価証券(借り入れたものを
除く。)の売付けであって、その決済前に当
該有価証券の返還を受けることが明らかな場
合における当該有価証券の売付けを行う取引

八 取引所金融商品市場における売買のうち、当
該取引所金融商品市場を開設する金融商品取
引所の業務規程で定める売買立会によらない
売買による空売りをを行う取引

九 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得
する権利を行使しており、当該権利が行使さ
れた結果取得することとなる株券の数量の範
囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付け
を行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券
で株券に係る権利を表示するもの

ニ 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

十 有価証券の発行者が取得条項付株券に付与さ
れた権利を行使した場合に、当該権利が行使
された結果取得することとなる株券の数量の
範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付
けを行う取引

十一 他社株券償還特約付社債券について、当該
他社株券償還特約付社債券が対象株券により

で外国投資証券等に係る権利を表示するもの
に限る。)につき自己の計算による空売りを
行う取引であって、当該取引に関し、外国金
融商品市場において当該会員等が当該空売りに
係る有価証券の買付け(当該空売りに係る
有価証券が有価証券信託受益証券である場合
には、当該有価証券信託受益証券に係る受託
有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員
等が既に保有しているもの又は外国金融商品
市場において買付けを行うものを信託して当
該有価証券信託受益証券を取得することを含
み、当該空売りに係る有価証券が預託証券で
ある場合には、当該預託証券に表示される権
利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で
当該会員等が既に保有しているもの又は外国
金融商品市場において買付けを行うものを預
託して当該預託証券を取得することを含
む。)を行う取引を伴うもの(次に掲げるも
のに限る。)

イ 円滑な流通の確保のために売付けの注文と
買付けの注文を継続的に行う場合の当該売
付けの注文に基づく取引

ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

五 マーケットメイカーが、売付けの気配を出す
取引所金融商品市場において当該売付けに係
る気配に基づき自己の計算による空売りを
行う取引

六 買い付けた有価証券であってその決済を結了
していない有価証券の売付けを行う取引のう
ち、当該買い付けた有価証券により当該売付
けの決済を行う取引

七 貸し付けている有価証券(借り入れたものを
除く。)の売付けであって、その決済前に当
該有価証券の返還を受けることが明らかな場
合における当該有価証券の売付けを行う取引

八 取引所金融商品市場における売買のうち、当
該取引所金融商品市場を開設する金融商品取
引所の業務規程で定める売買立会によらない
売買による空売りをを行う取引

九 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得
する権利を行使しており、当該権利が行使さ
れた結果取得することとなる株券の数量の範
囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付け
を行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券
で株券に係る権利を表示するもの

ニ 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

十 有価証券の発行者が取得条項付株券に付与さ
れた権利を行使した場合に、当該権利が行使
された結果取得することとなる株券の数量の
範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付
けを行う取引

十一 他社株券償還特約付社債券について、当該
他社株券償還特約付社債券が対象株券により

償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該対象株券の数量の範囲内で当該対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資の分割、投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十三 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十四 発行日取引により買付けを行った有価証券の受渡しの前において、当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十五 空売りをを行う取引であって、次に掲げる理由によるもの

イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が金融商品取引所の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

十六 投資信託受益証券に係る次に掲げる取引

◆追加◆

◆追加◆

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、有価証券信託受益証券で外国投資信託受益証券を受託有価証券とするもの又は法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で外国投資信託受益証券に係る権利を表示するものにつき自己の計算による空売りをを行う取引のうち、次に掲げるもの

イ 円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継続的に行う場合の当該売付けの注文に基づく取引

ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該対象株券の数量の範囲内で当該対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資の分割、投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十三 有価証券の募集又は売出しに応じており、当該募集又は売出しの結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十四 発行日取引により買付けを行った有価証券の受渡しの前において、当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十五 空売りをを行う取引であって、次に掲げる理由によるもの

イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が金融商品取引所の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

十六 投資信託受益証券に係る次に掲げる取引

イ 投資信託受益証券をその投資信託財産に属する有価証券に交換（投信法施行令第十二条第一号イ又は第二号ハに定める交換に限る。）する請求を行っており、当該請求の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

ロ 投資信託受益証券の取得（投信法施行令第十二条第二号ロに定める取得に限る。）の申込みを行っており、当該申込みの結果取得することとなる投資信託受益証券の数量の範囲内で当該投資信託受益証券と同一の銘柄の投資信託受益証券の売付けを行う取引

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、有価証券信託受益証券で外国投資信託受益証券を受託有価証券とするもの又は法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で外国投資信託受益証券に係る権利を表示するものにつき自己の計算による空売りをを行う取引のうち、次に掲げる

もの

イ 円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継続的に行う場合の当該売付けの注文に基づく取引

ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

- 本則-

施行日：平成20年11月 7日

◆追加◆

(空売りに係る情報の金融商品取引所等への提供)

第十五条の二 金融商品取引所の会員等は、指定有価証券（令第二十六条の五第一項に規定する指定有価証券をいう。以下この条及び次条において同じ。）について、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算による空売りを行った場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報（令第二十六条の五第一項第一号に規定する残高情報をいう。以下この条から第十五条の四までにおいて同じ。）を当該空売りを行った金融商品取引所に対し提供しなければならない。

一 当該空売りを行ったことにより、当該指定有価証券に係る空売り残高割合（次条第一項第七号に規定する空売り残高割合をいう。以下この条において同じ。）が〇・〇〇二五以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えたとき 当該空売りを行った日

二 前号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があったとき（当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五以上であり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えている場合に限り、前号に掲げるときを除く。） 当該変更があった日

2 金融商品取引所の会員等は、指定有価証券について、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において顧客の委託を受けて行う空売りを行ったときは、当該顧客の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該顧客から提供された残高情報を、遅滞なく、当該空売りを行った金融商品取引所に対し提供しなければならない。

3 取引所金融商品市場においてする指定有価証券の空売りの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該委託の取次ぎの申込者から提供された残高情報を、遅滞なく、当該空売りの委託の取次ぎの相手方に対し提供しなければならない。

4 取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをした者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該者の商号、

名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該空売りをした指定有価証券に係る残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供しなければならない。

一 当該空売りを行ったことにより、当該指定有価証券に係る空売り残高割合が〇・〇〇二五以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えたとき 当該空売りを行った日

二 前号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があったとき（当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五以上であり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えている場合に限り、前号に掲げるときを除く。） 当該変更があった日

5 第一項の規定により残高情報を金融商品取引所に対し提供した当該金融商品取引所の会員等は、その提供した空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があった場合であって、当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となったときは、当該変更があった日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報を当該金融商品取引所に対し提供しなければならない。

6 第四項の規定により残高情報を空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供をした者は、その提供した空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があった場合であって、当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となったときは、当該変更があった日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該指定有価証券に係る残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供しなければならない。

7 第一項及び前三項の「空売り残高売買単位数」とは、次条第二項に規定する残高数量を金融商品取引所が定める当該空売りをした指定有価証券に係る売買単位で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）とする。

8 第四項又は第六項の空売り残高割合及び空売り残高売買単位数は、第四項又は第六項の空売りが次の各号に掲げるものである場合にあつては、当該各号に定めるものごとに計算するものとする。

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む者が信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産を除く。以下この号及び次条第一項第三号イにおいて同じ。）の運用として行った空売り 当該信託財産（委託者の指図に基づき運用を行う信託財産にあつ

- ては、当該委託者)
- 二 投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者（法第二条第八項第十二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が投資一任契約の相手方のために運用財産（法第三十五条第一項第十五号に規定する運用財産をいう。次号並びに次条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）の運用（その指図を含む。次号において同じ。）として行った空売り 投資一任契約の相手方
- 三 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十四号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が同号に規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行った空売り 当該運用財産
- 四 前三号に掲げるもののほか、金融庁長官が指定する空売り 金融庁長官が定めるもの
- 9 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

- 本則-

施行日：平成20年11月 7日

◆追加◆

- （金融商品取引所等へ提供する残高情報）
- 第十五条の三 令第二十六条の五第一項第一号に規定する空売りの残高に関する情報として内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。
- 一 指定有価証券について空売りを行った者の商号、名称又は氏名
- 二 指定有価証券について空売りを行った者の住所又は所在地（個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次号及び第二十九条第二項において同じ。）である個人にあつてはこれらに相当するもの）
- 三 指定有価証券の空売りが次に掲げる空売りである場合にあつては、次に定める事項
- イ 信託業を営む者が信託財産の運用として行った空売り 信託財産の名称並びに当該信託財産が委託者の指図に基づき運用を行うものである場合にあつては、当該委託者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地（当該委託者が個人の場合は、都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの））
- ロ 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十二号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が投資一任契約の相手方のために運用財産の運用（その指図を含む。ハにおいて同じ。）として行った空売り 投資一任契

約の相手方の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地（投資一任契約の相手方が個人の場合は、都道府県名及び市町村名又は特別区名（当該個人が非居住者の場合は、これらに相当するもの））

ハ 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十四号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が同号に規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行った空売り 運用財産の名称

ニ その他金融庁長官が指定する空売り 金融庁長官が指定する事項

四 空売りを行った指定有価証券の銘柄

五 第七号に規定する残高割合の計算年月日

六 空売りを行った指定有価証券の当該空売りの残高数量及び前条第七項に規定する空売り残高売買単位数

七 指定有価証券に係る空売り残高割合（前号に掲げる残高数量を指定有価証券の発行済株式の総数又は発行済口数で除して得た数値（小数点以下第四位未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）をいう。）

2 前項第六号の「残高数量」とは、一定の日までに令第二十六条の五第一項各号に掲げる空売りを行った指定有価証券の数量の合計（第十条（第一号を除く。）、第十一条、第十四条（第一号を除く。）及び第十五条（第一号を除く。）に掲げる取引として行った指定有価証券の数量の合計を除く。）のうち、その一定の日後に当該指定有価証券又は当該指定有価証券を所有する権利を取得する必要がある数量をいう。

- 本則-

施行日：平成20年11月 7日

◆追加◆

（金融商品取引所等による空売りに係る情報の公表）

第十五条の四 金融商品取引所は、当該金融商品取引所の会員等から提供された残高情報を取りまとめ、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

2 前項の公表は、残高情報の提供を受けた日から一年間、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

3 前二項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

- 本則-

施行日：平成20年11月 7日

第六章 上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等
（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）

第六章 上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等
（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）

第二十四条 法第百六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む者が信託財産として所有する株式

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出しを行う業務により取得した株式

三 法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する株式

第二十四条 法第百六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 信託業 **◆削除◆**を営む者が信託財産として所有する株式

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出しを行う業務により取得した株式

三 法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する株式

- 本則 -

施行日：平成20年11月7日

（売買に関する報告書の記載事項及び提出先等）

第二十九条 法第百六十三条第一項の規定により報告書を提出すべき上場会社等の役員又は主要株主は、別紙様式第三号により当該報告書を作成しなければならない。

2 前項の報告書は、その提出者が居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。）であるときはその者の本店又は主たる事務所の所在地（個人の場合にあってはその住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、非居住者（同項第六号に規定する非居住者をいう。）であるときは関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項の報告書を法第百六十三条第二項の規定により金融商品取引業者等を経由して提出する場合にあっては、当該金融商品取引業者等の本店（外国法人である金融商品取引業者等にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、取引所取引許可業者（法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。第四十一条第三項において同じ。）を経由して提出する場合にあっては、関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。

（売買に関する報告書の記載事項及び提出先等）

第二十九条 法第百六十三条第一項の規定により報告書を提出すべき上場会社等の役員又は主要株主は、別紙様式第三号により当該報告書を作成しなければならない。

2 前項の報告書は、その提出者が居住者（外国為替及び外国貿易法 **◆削除◆**第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。）であるときはその者の本店又は主たる事務所の所在地（個人の場合にあってはその住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、非居住者 **◆削除◆**であるときは関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項の報告書を法第百六十三条第二項の規定により金融商品取引業者等を経由して提出する場合にあっては、当該金融商品取引業者等の本店（外国法人である金融商品取引業者等にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、取引所取引許可業者（法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。第四十一条第三項において同じ。）を経由して提出する場合にあっては、関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。

- 改正法・附則・題名 - ～平成20年10月31日 内閣府令 第69号～

施行日：平成20年10月31日

◆追加◆

附則（平成二〇・一〇・三一内閣令六九）

- 改正法・附則 - ～平成20年10月31日 内閣府令 第69号～

施行日：平成20年10月31日

◆追加◆

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十年十一月七日から施行する。ただし、第十条第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

- 改正法・附則- ～平成20年10月31日 内閣府令 第69号～

施行日：平成20年10月31日

◆追加◆

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。